

令和 7 年大船渡市大規模林野火災に伴う被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 令和 7 年大船渡市大規模林野火災（以下「林野火災」という。）により被災した住宅の早期再建に資するため、被災者が行う大船渡市内における自己の居住する住宅の新築又は購入に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）、令和 7 年大船渡市大規模林野火災に伴う被災者住宅再建支援事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林野火災 令和 7 年大船渡市大規模林野火災をいう。
- (2) 被災者 林野火災により自己が居住する住宅に被害を受け、半壊以上のり災証明書に氏名が記載されている者又は市長が特別の事由があると認めた者であって、かつ被災した住宅を適切に解体撤去処分した者をいう。
- (3) 住宅再建 住宅を滅失した被災者が、大船渡市内で自己が居住するために行う住宅の新築又は住宅の購入をいう。ただし、住宅を購入する場合は、令和 7 年 3 月 10 日以降に建築確認済証を取得し、市内事業者にて建てられた住宅に限るものとする。
- (4) 市内事業者 市内に本店若しくは主たる事業所を有する法人又は個人事業主をいう。

(補助金の交付対象)

第 3 条 この要綱による補助金の交付対象とする工事（以下「補助対象工事」という。）は、10 立方メートル以上の県産材（岩手県産材認証推進協議会が実施する県産材の産地証明制度により、県産材として証明されたもの又は市町村長が認めたものをいう。）を使用して、市内事業者にて住宅再建を行うものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる補助額とする。

区 分	補 助 額
県産材の使用量が 10 立方メートル以上 20 立方メートル未満の場合	60 万円
県産材の使用量が 20 立方メートル以上 30 立方メートル未満の場合	80 万円
県産材の使用量が 30 立方メートル以上の場合	100 万円

2 補助金の交付は、1 つのり災証明書及び 1 住戸につき 1 回とする。

(補助金の交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、被災者住宅再建支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) り災証明書
- (2) 別紙 1 及び添付書類一式
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る関係書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助金交付の可否について、被災者住宅再建支援事業補助金交付決定

通知書（様式第2号）又は被災者住宅再建支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、工事内容を変更し、又は取り下げようとするときは、被災者住宅再建支援事業補助金変更（取下げ）申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 変更契約書等（変更する場合）
- (2) 変更内容が分かる書類（変更する場合）
- (3) 取下げ理由書（取り下げする場合）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請の取下げは、補助金の交付決定通知を受領した日から起算して原則15日以内とする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、工事内容の変更又は申請の取下げを承認したときは、被災者住宅再建支援事業補助金変更（取下げ）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第8条 申請者は、工事が完了したときは、完了した日から原則10日以内に被災者住宅再建支援事業完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費請求書又は領収書
- (2) 施工状況写真
- (3) 完成写真
- (4) 完成図面
- (5) 検査済証
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金額を確定し、被災者住宅再建支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 申請者は、前条の規定により確定された補助金の交付を受けようとするときは、被災者住宅再建支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月7日から施行し、令和7年3月10日から適用する。